

# 建退共の制度が一部かわります

平成28年4月1日から中小企業退職金共済法の一部改正に伴い、建退共制度が別紙1のとおり変更されます。その変更点の中で「退職金の支給要件の緩和」（別紙1のⅡ）について詳しい内容をご案内いたします。

現在（平成28年3月31日まで）の退職金請求資格・・・  
① 24月（約500日）以上の積み立てが必要。



～ 今回の制度の変更で、次の点が緩和されました ～

① **12月（約250日）以上の積み立て**があれば、**受け取ることができる。**



**但し、12月（約250日）以上24月（約500日）未満で受け取る場合下記の点にご注意！**

①退職金の受け取り額が掛金納付額の**3～5割程度の額**となります。（別紙2を参照お願いします）

- 今回の支給要件の緩和は、何らかの事情で24月（約500日）以上の積み立てができなくなった場合の救済措置です。安易に請求をせず、これまでどおり24月（約500日）以上の積み立てを目指していただき、**満額受け取られること**をお勧めいたします。
- 遺族請求（本人が亡くなられた場合）の請求資格は、従来どおり12月（約250日）以上で変更はありません。金額も**満額**支払われます。
- 建退共の退職金は、**長く積み立てるにつれ運用利益が大きくなり、受け取り金額に大きく反映される仕組み**ですので、退職金の請求手続きは「**建設業で働かなくなったとき**」「**自分で事業を始めたとき**」などをお願いします。 ※手帳に有効期限はございません。

②この緩和措置の適用は**平成28年4月1日以降に退職金請求事由が発生する方**が対象となります。

様式 第 007号 KN ■ 退職金請求書

建設業退職金共済事業本部 殿  
請求にあたっては、退職金請求書(コピー不可)に共済手帳とマイナンバー記載のない住民票(コピー不可)を添えて下さい。

1. 退職金を請求される方についてご記入下さい。

請求年月日	平成	年	月	日	退職金請求事由発生年月日	昭和	平成	年	月	日
請求	現	フタナ								

※太線内の

※今回の中退法の一部改正により、他にも予定運用利回りが引き上げられるなど、いくつか制度内容の充実が図られています。いずれも平成28年4月1日以降の適用となります。

ご不明な点がございましたら建退共長崎県支部（TEL095-826-2285）迄お問い合わせください。

※なお、このお知らせは平成28年3月8日時点で建退共と契約が結ばれている共済契約者へ送付しています。